

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 一九
- 調理師試験の試験事務を指定試験機関に行わせることとした件 一九
- 指定納付受託者を指定した件 一九
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 一九
- 保安林の指定をした旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 一九
- 道路の区域を変更する件 一九
- 道路の供用を開始する件二件 一九
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 一九
- 一般競争入札を行う件 一九
- 落札者を決定した件 一九
- 福島県選挙管理委員会 一九
- 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となつた件 一九
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があつた件 一九
- 政治資金規正法の規定により提出された政治団体の収支報告書について訂正の届出があつた件 一九
- 令和五年三月二十四日付け号外第十六号中 一九

告示

福島県告示第二百九十九号

救急病院等を定める省令（昭和二十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和五年四月七日救急病院として認定した。
令和五年四月十四日

名称 福島県知事 内堀 雅雄
所在地 認定有効期限
医療法人平心会須賀川病院 須賀川市丸田町一七番地 令和八年四月六日
(地域医療課)

福島県告示第三百号

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第二項の規定により、次のとおり指定試験機関に調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることとした。
令和五年四月十四日

- 一 指定試験機関の名称 福島県知事 内堀 雅雄
- 二 公益社団法人調理技術能センター
- 三 指定試験機関の主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 JACCビル
- 四 指定試験機関の試験事務を取り扱う事務所の所在地 東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 JACCビル
- 五 行わせることとした試験事務の範囲 試験事務の全部
- 六 試験事務を行わせることとした年月日 令和五年四月三日

(食品生活衛生課)

福島県告示第三百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二に規定する寄附金の納付事務に係る指定納付受託者を次のとおり指定した。
令和五年四月十四日

- 一 指定納付受託者の名称及び所在地 福島県知事 内堀 雅雄
- 二 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー 東京都渋谷区恵比寿南三丁目五番七号
- 三 指定納付受託者に指定した日 令和五年四月一日

(空港交流課)

福島県告示第三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和五年四月十四日
福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
南会津郡只見町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定をした旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を檜葉町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和五年四月十四日
福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
株式会社福島県農工銀行
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林に指定したこと。
 - 2 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定後の指定施業要件については、保安林の指定をする件（令和五年福島県告示第二〇一号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第三百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年四月十四日
福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の 敷地の幅員 (メートル)	変更前後の 延 長 (メートル)
-----	-----	--------------------------	------------------------

県道喜多方会津坂下線	喜多方市豊川町一井字 方会津坂 下線	変更前 一・一〇〇 二・二〇〇	変更後 一・一〇〇 二・二〇〇・七	五四八・〇	五四八・〇
	同 市豊川町沢部字 前田三九五番地先まで				

(道路計画課)

福島県告示第三百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年四月十四日
福島県知事 内堀雅雄

県道月館川俣線	伊達郡川俣町大字羽田字蟹越一一番地先から 同 郡同 町大字羽田字塚ノ越二 五番六地先まで	供用開始の区間	供用開始の期日	令和五年四月一四日
---------	--	---------	---------	-----------

(道路計画課)

福島県告示第三百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年四月十四日
福島県知事 内堀雅雄

県道喜多方会津坂下線	喜多方市豊川町一井字 九五番七地先から 同 市豊川町沢部字前田三九五番地先まで	供用開始の区間	供用開始の期日	令和五年四月一四日
------------	---	---------	---------	-----------

公 告

公告第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和五年四月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
泉崎村土地改良区

退任した役員
氏名

住所

理事 穂積 勝則

西白河郡泉崎村大字泉崎字中ノ内三七番地

同 海上 一男

同 同 村大字泉崎字新宿一六番地一

同 小林 啓世

同 同 村大字泉崎字富久保一二番地

同 鈴木 義勝

同 同 村大字泉崎字大小踏切一番地

同 深谷 正一

同 同 村大字太田川字居平四番地

同 白岩 美明

同 同 村大字踏瀬字滝原前山八番地

同 室 啓一郎

同 同 村大字泉崎字寄井四六番地

同 小林 正文

同 同 村大字北平山字新田四二番地

同 大森 弘美

同 同 村大字泉崎字十八夜山一番地の一〇

同 瀧 栄

同 同 村大字北平山字堂ノ下一三番地一

就任した役員
氏名

住所

理事 金澤 秀敏

西白河郡泉崎村大字泉崎字外ノ入三五番地

同 大野 喜平

同 同 村大字泉崎字館一一一番地二

同 本柳 武司

同 同 村大字泉崎字柵内裏山三五番地

同 室 啓一郎

同 同 村大字泉崎字寄井四六番地

同 鈴木 義勝

同 同 村大字泉崎字大小踏切一番地

同 溝井 勝広

同 同 村大字太田川字居平六番地

同 箭内 達秀

同 同 村大字踏瀬字踏瀬一番地

同 菊地 幸一

同 同 村大字北平山字堂ノ下一一番地

同 吉田 佳儀

同 同 村大字太田川字岩崎三番地

同 小林 富美雄

同 同 村大字北平山字滝田下三八番地

同 田崎 洋

同 同 村大字関和久字瀬知房一六番地

(農村計画課)

(道路計画課)

公告第77号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年4月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 搾乳ロボット排水処理機械 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月29日（金）
- (4) 納入場所 福島県農業総合センター畜産研究所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年5月17日

(水) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年4月14日(金)から同年5月17日(水)まで(土曜日及び日曜日並びに同月3日から5日までを除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年4月21日(金)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和5年4月21日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年6月9日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月8日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Milking centre wastewater treatment system 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 9 June 2023

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 8 June 2023

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第78号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年4月14日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ア 豚熱ワクチン(20ドーズ) 予定数量6,685箱
イ 豚熱ワクチン(50ドーズ) 予定数量3,348箱
2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
3 落札者を決定した日
令和5年3月24日
4 落札者の氏名及び住所
ア 株式会社アスコ 愛知県豊橋市白河町100番地
イ 株式会社アスコ 愛知県豊橋市白河町100番地
5 落札金額
ア 1箱当たり1,940円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
イ 1箱当たり4,850円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年2月10日

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、次の政治団体は、令和五年四月一日以後政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体となった。
令和五年四月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

その他の政治団体

Table with 10 columns: 政治団体の名称, 代表者の氏名, 会計責任者の氏名, 主たる事務所の所在地, 熊谷勝幸後援会, こんの長人後援会, こんの長人地方自治研究会, 紺野則夫後援会, 坂本洋後援会, 桜井勝延後援会. Rows include names like 伊東達朗後援会, 井上さとしを応援する会, 片寄直行後援会, etc.

真田広志を育てる会	村上 弘	齋藤 俊一	福島市松浪町一―一五
さんべい宗盛後援会	橋本 晃	山口 久四郎	郡山市逢瀬町多田野字西長倉一二
鈴木ゆうじ後援会	鈴木 祐治	石井 力	郡山市田村町岩作字小人町九
税理士による吉野正芳後援会	小松 修	河井 順行	いわき市小島町二―一六―九
滝田くにお後援会	鈴木 滋夫	今井 博	白河市表郷深渡戸字森前八六
長沢かつゆき後援会	長沢 勝幸	長沢 弘幸	喜多方市通船場三三
にいだ順一後援会	新井田 成善	新井田 修	河沼郡柳津町大字小椿字下平甲五七五
坂内てつじ後援会	坂内 鉄次	穴沢 喜久	喜多方市岩月町大都字大名二九一七
一〇〇年のまちづくり協議会	太田 淳一	太田 淳一	南相馬市原町区橋本町二―一九七―一九
平井たかまさと「いわきのIT改革」を推進する会	平井 孝征	平井 孝征	いわき市平谷川瀬三―二〇―九
南相馬市民の暮らしを守る会	太田 淳一	太田 淳一	南相馬市原町区橋本町二―一九七―一九
横山かずお後援会	阿部 家伸	蛭原 永吉	相馬市北飯淵三―一五―一五

福島県選挙管理委員会告示第十九号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。

令和五年四月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

取消年月日	施設 の 所在地	施設 の 名称	施設 の 管理者
令和五年三月三十一日	いわき市小名浜大原字中野地四五番地の一	いわき市天竺集会所	いわき市長
令和五年三月三十一日	いわき市遠野町滝字おもて九番地の一	いわき市下滝集会所	いわき市長

福島県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により提出された令和三年分の収支報告書について、横山ひでと後援会の会計責任者から訂正の届出があったので、令和三年分の政治団体の収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。
 令和五年四月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

令和三年分（令和四年十一月二十五日付け号外第六十五号別冊）
 通常・資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）の表横山ひでと後援会の項を次のとおり訂正する。

訂 正 箇 所	訂 正 後		訂 正 前	
	収入・支出の総額	収入総額		
収入の 内訳	寄附	個人	779,900	730,000
		小計	779,900	730,000
		合計	779,900	730,000

正 誤

○令和五年三月二十四日付け号外第十六号中

一	ページ
上	段
ら 一 一	行
三月	正
月	誤